

提供日 2022/12/27
タイトル 産業廃棄物処理業許可の取り消し
担当 暮らし・環境部 環境局廃棄物リサイクル課
連絡先 産業廃棄物班
TEL 054-221-2423



産業廃棄物処理業者に対し産業廃棄物収集運搬許可の取消処分を行いました。

- 1 処分を受けた者
所在地 静岡県富士市横割四丁目3番24号
名称 望月砂利興業株式会社
- 2 処分内容
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項第4号に基づき、産業廃棄物収集運搬業許可を取り消す。
- 3 処分年月日
令和4年12月26日
- 4 処分理由
望月砂利興業株式会社の元役員である者は、刑法（明治44年法律第45号）第208条の罪により令和3年2月23日に罰金刑が確定し、刑の執行が終わってから5年を経過していないにもかかわらず、同社の役員に就任した。
これにより、1に掲げる者は、法第14条第5項第2号ニに規定する欠格要件に該当するため。